

隷下部隊一覽表 見方 = 就テ

1. 戦闘序列ノ形式ヲ採ラス事務上ノ便宜ヲ考慮シ地上、航空、船舶ノ三部ニ区分ス。(航空、船舶ニ共ニ第14方面軍ノ隷下部隊ナリ)
2. 整理担任部隊ノ区分ハ航空、船舶部隊ハ夫々航空課、船舶課ニ於テ處理セラルルヲ以テ省略シ地上部隊ニ付キハ4. 航空、船舶ノ三ツニ区分セリ
3. 通稱番號ノ文字符ハ集團、兵團ニ付キ其他部隊ハ隷屬關係ニヨリテ省略ス
4. 隊長名ハ地上部隊ヲ主トシ航空、船舶部隊ハ特ニ必要アルモノニ限定ス
5. 留守名簿ノ有無ハ處理上必要ナル地上部隊ニ限定セリ。尚ホ〇印ハ有スル部隊、×印ハ有セザル部隊ヲ示ス
6. 在比島他兵團隷下部隊ニ関シハ處理上必要ナル部隊ニ夫々地上、航空部隊ノ末尾ニ記載ス。(同部隊ハ第14方面軍司令官ノ指揮ニ入レリ)
7. 配属区分ハ終戦時ノモリ本則トシ一部配属ノ経緯ヲ示セリ

凡例

- 1. 23D → 19D ハ 最初23Dニ配属シテ後19Dニ配属換セルヲ示ス
- 口 津田/10D ハ 第10師團ノ配属部隊ナル津田支隊ニ配属セルヲ示ス
- ハ 第105D、1中兵監 ハ 主カハ第105Dニ配属セルヲ示ス
- ニ 協 206 (322) ハ 協同歩兵第20大隊ニ配属セル人員數322名ヲ示ス